

「MMF等の運営に関する規則」等の
一部改正に係る意見募集の結果について

平成28年7月21日
一般社団法人 投資信託協会

(ご意見等の状況) 法人4社、6件

No	ご意見等	当協会の考え方
【MMF等の運営に関する規則】		
第1条		
1	MR Fの取得・保有対象者を個人に限定する旨を規定している同条において、「法人による取得又は保有であっても、自然人である個人が取得・一部解約の投資の判断を行うものを含む。」とあるのは、具体的には確定拠出年金制度や変額個人年金保険において、個人の加入者が MR F (MR F を投資の対象としているコースを含む。以下同じ。) を選択又は MR F へスイッチングする指図に基づき、資産管理機関や保険会社の特別勘定が取得又は保有する場合を念頭においているとの理解で良いか。	ご理解の通りと考えます。
2	MR F の定義として、「～権利者と金融商品取引業者等との間で行われる有価証券の売買その他の取引に係る金銭の授受の用に供することを目的として～」とあるが、証券総合口座においては収納代行取引もある。また、ラップ口座等において、投資目的でなく MR F を保有するケースは、必ずしもラップ口座内での有価証券の売買に伴う一時的な資金の移動・決済目的のみに限定されるものではなく、投資一任報酬や、投資対象証券の売却に伴い発生する源泉徴収相当額を円滑に引落とすことを目的として常時一定比率（一般的には運用資産全体の2-3%程度）の残高を資金決済用として保有することもある。 したがって、MR Fの目的を「有価証券の売買その他の取引に係る金銭の授受の用に供すること」に限定せず、「『主として』有価証券の売買その他の取引に係る金銭の授受の用に供すること」とすべきではないか。また、『主として』を追加しない場合には、収納代行や投資一任報酬のための「金銭の授受」が、「有価証券の売買その他の取引に係る金銭の授受の用に供する目的」に広く含まれているという理解でよいか。	「主として」の文言を追加することは、その目的を曖昧にすることから原案の通りといたします。 なお、ご指摘のような、投資一任報酬や投資対象証券の売却に伴い発生する源泉徴収相当額を円滑に引落とすことを目的とした、適切な範囲におけるMR Fの保有については、「有価証券の売買その他の取引に係る金銭の授受の用に供する目的」に含まれると解されます。

No	ご意見等	当協会の考え方
3	<p>当該条項の改正の主旨は「MRFの取得・保有対象者を個人に限定する旨を明確に規定することとする（第1条）」とあるが、改訂案の第1条にある『その受益権が実質的に自然人である個人（法人による取得又は保有であっても、自然人である個人が取得・一部解約の投資の判断を行うものを含む。）』に関して、変額年金保険（以下、VAという）においてMRFが投資対象となっている場合の解釈を確認したい。</p> <p>すなわち、VA自体の加入者は個人であることを前提として、当該MRFの名義上の受益者は法人である保険会社となるが、保険会社が主体的にMRFの売買に関する投資判断を行っておらず、当該VAの加入者個人の投資判断に基づいて保険会社が受動的にMRFの売買に関する投資判断を行っている（当該MRFをVA特別勘定における余資の運用に利用している場合を含む。）ことが確認できれば、当該MRFは「実質的に自然人である個人を対象として取得又は保有されるもの」と見做してよいか。</p>	<p>あくまで加入者個人の投資判断においてMRFの売買の判断を行っている場合には、当該MRFは「実質的に自然人である個人を対象として取得又は保有されるもの」と見做して良いと考えられますが、法人の余資の運用については、下記「No. 4」の考え方をご参照ください。</p>
4	<p>当該条項の改正の主旨は「MRFの取得・保有対象者を個人に限定する旨を明確に規定することとする（第1条）」とあるが、改訂案の第1条にある『その受益権が実質的に自然人である個人（法人による取得又は保有であっても、自然人である個人が取得・一部解約の投資の判断を行うものを含む。）』に関して、ファンドラップにおいてMRFが投資対象となっている場合の解釈を確認したい。</p> <p>すなわち、ファンドラップ自体の購入者は個人であることを前提とすれば当該MRFの受益者は購入者個人であり、法人である投資一任業者が投資対象ファンドに関する売買の投資判断を行っていたとしても、投資一任業者が主体的にMRFの売買に関する投資判断を行っておらず当該MRFをファンドラップにおける余資の運用にのみ利用していることが確認できれば、当該MRFは「実質的に自然人である個人を対象として取得又は保有されるもの」と見做してよいか。</p>	<p>余資の運用が何を指すのか必ずしも明確ではありませんが、ご指摘のような、法人がMRFをファンドラップにおける余資の運用に利用している場合において、例えば、危機対応に際し、当該法人の判断で大幅にアロケーションの変更を行う等してMRFを買付けるようなケースについては、当該MRFは「実質的に自然人である個人を対象として取得又は保有されるもの」とは見做されないと解されます。</p> <p>一方、「No. 2」の考え方に記載した通り、「有価証券の売買その他の取引に係る金銭の授受の用に供する目的」でMRFを保有することについては可能であると考えます。</p>
<p>第7条、細則第4条、第4条の2</p>		
5	<p>弊社のMRFの約款上では、単に、「平均残存期間が90日以内」としか記載しておらず、詳細な計算方法は記載していない。</p> <p>今般の協会ルール改訂により、WAL方式とWAM方式が併用されることとなるもの</p>	<p>各社の約款においては、従来より投信法施行規則第25条の規定に従い、WAL方式による計算について記載していたものと解しており、その場合には約款変更の必要はないものと考えます。</p> <p>また、目論見書等の開示資料において、WAM</p>

No	ご意見等	当協会の考え方
	<p>の、90日管理を行う点には変更がないことから、約款の記載事項と齟齬は生じず、約款変更は不要と理解しているが、その理解に誤りはないか。</p> <p>また、その場合、目論見書等でWAM方式による制限がある旨を記載することで、開示上の対応としたいが不足等ないか。</p>	<p>方式における制限の記載がある場合は、ご指摘の通りの対応が必要になると考えます。</p>
第14条第3項、第27条		
6	<p>第14条第3項の改定案『償却原価法により評価している債券が、格付の引下げ等により時価と評価額に著しい乖離が生じた場合で、時価と評価額の乖離の合計が純資産総額の25bpを超えることとなった場合には、委託会社の取締役会等に報告することとする。さらに、当該乖離の合計が純資産総額の50bpを超えることとなった場合には、委託会社は監査法人又は公認会計士と協議のうえ、適切な対応を開始するものとし、監督官庁に報告するものとする。』に関して、償却原価法による評価について、業界として時価と評価額の乖離の合計が一定の数値を超えた場合の報告管理基準を設けることが目的であって、各運用会社においては社内リスクマネジメントに係る内部統制としての態勢構築を求められるもので、公表の義務やその他の意図はないものと理解して良いか。</p>	<p>ご指摘の条項につきましては、償却原価法による評価について、時価と評価額の乖離の合計が一定の数値を超えた場合の各運用会社の社内管理体制を整備した上で、その管理を適切に実施していただくための規則であり、各運用会社における公表を義務付けるものではありません。</p>

貴重なご意見をいただきありがとうございました。